

## 申出者が提供対象者であることを証する書類について

広島市要介護認定等資料提供制度要綱第5条第4項に規定する自己が第4条各号に規定する者であることを証する書類で別に定めるものについては、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）第22条を類推適用し、下記のとおり定める。

### 1 第4条第1号関係

申出者の本人確認のため下記の（1）又は（2）の書類の提示が必要

#### （1）次のいずれか一つの書類

- ① 運転免許証
- ② 旅券
- ③ 住民基本台帳カード（写真付きのもの）
- ④ 個人番号カード（マイナンバーカード）
- ⑤ 船員手帳
- ⑥ 海技免状
- ⑦ 小型船舶操縦免許証
- ⑧ 狩猟・空気銃所持許可証
- ⑨ 戦傷病者手帳
- ⑩ 宅地建物取引主任者証（宅地建物取引士証）
- ⑪ 電気工事士免状
- ⑫ 無線従事者免許証
- ⑬ 認定電気工事従事者認定証
- ⑭ 特種電気工事資格者認定証
- ⑮ 耐空検査員の証
- ⑯ 航空従事者技能証明書
- ⑰ 運航管理者技能検定合格証明書
- ⑱ 動力車操縦者運転免許証
- ⑲ 教習資格認定証
- ⑳ 警備業法第23条第4項に規定する合格証明書
- ㉑ 身体障害者手帳
- ㉒ 療育手帳
- ㉓ 精神障害者保健福祉手帳（写真付きのもの）
- ㉔ 運転経歴証明書（平成24年4月1日以降に交付されたもの）
- ㉕ 一時庇護許可書
- ㉖ 仮滞在許可書
- ㉗ 在留カード又は特別永住者証明書
- ㉘ 国又は地方公共団体の機関が発行した身分証明書又は資格証明書で写真が貼付されたもの
- ㉙ 介護支援専門員証

(2) 次のいずれか二つの書類

- ① 国民健康保険、健康保険、船員保険、後期高齢者医療保険、共済組合の資格確認書
- ② 国民年金手帳又は厚生年金手帳
- ③ 国民年金、厚生年金保険又は船員保険に係る年金証書
- ④ 共済年金又は恩給の証書
- ⑤ 住民基本台帳カード（写真なしのもの）
- ⑥ 精神障害者保健福祉手帳（写真なしのもの）
- ⑦ 生活保護受給者証
- ⑧ 被爆者健康手帳
- ⑨ 児童扶養手当証書
- ⑩ 特別児童扶養手当証書
- ⑪ ひとり親家庭等医療費受給者証
- ⑫ 毒物劇物販売業登録票
- ⑬ 選挙人名簿登録証明書（船員）
- ⑭ 郵便等投票証明書
- ⑮ その他法令等の規定により交付された書類で通常本人以外の者が所持することがないと認められる物
- ⑯ 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する学校が発行した写真の貼り付けられた身分証明書又は在学証明書
- ⑰ 法人が発行した写真の貼り付けられた身分証明書（国又は地方公共団体の機関が発行したものを除く。）
- ⑱ 本市の職員による本人であることの証明書
- ⑲ 介護保険被保険者証

2 第4条第2号関係

- (1) 申出者の本人確認のため上記1(1)又は(2)の書類の提示が必要
- (2) 申出者と本人との関係の確認のため、本人との続柄を証する次のいずれか一つの書類の提示が必要
  - ① 住民表（申出者と本人が住民票上の同一世帯である場合のみ）
  - ② 戸籍謄本
  - ③ その他国又は地方公共団体の機関が発行した書類
- (3) 上記(2)については、申出者と本人が広島市に住民票を置き、住民票上の同一世帯である場合は、省略することができる。

3 第4条第3号から第11号まで関係

- (1) 申出者の本人確認のため上記1(1)又は(2)の書類の提示が必要
- (2) 本人と事業者等の関係確認のため、下記の書類の提示が必要
  - ア 下記イ及びウを除く事業者の場合  
本人と事業者との間で結ばれている当該契約書若しくは重要事項説明書又はその写し
  - イ 第4条第11号に規定する特例入所対象者等の判定を予定している指定介護老人福祉施設及び指定地域密着型介護老人福祉施設  
入所申込書等

ウ 第4条第7号及び第8号において、介護予防支援又は介護予防ケアマネジメントの提供に係る委託を受けた指定居宅介護支援事業者  
下記の①及び②に掲げる書類

- ① 本人と指定介護予防支援事業者又は地域包括支援センター設置者との間で結ばれている当該契約書若しくは重要事項説明書又はその写し
- ② 本人の介護予防サービス計画の作成について指定介護予防支援事業者から委託を受けたことを証する書類又は本人の介護予防ケアマネジメントのケアプラン作成について地域包括支援センター設置者から委託を受けたことを証する書類

(3) 本人と契約を結んでいる事業者又は本人と契約を結んでいる指定介護予防支援事業者又は地域包括支援センター設置者から委託を受けた指定居宅介護支援事業者の従業員等であることを確認するため、下記のいずれかの書類の提示が必要

- ① 事業者が発行した身分証明書
- ② 事業者の代表者が証する従業者であることの証明書等

(4) 上記(2)については、「居宅サービス計画作成依頼(変更)届出書」、「介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼(変更)届出書」等が、第5条に基づく申出を行う区の福祉課又は地域支えあい課に対し提出されている場合は省略することができる。

#### 4 第4条第12号関係

- (1) 申出者の本人確認のため上記1(1)又は(2)の書類の提示が必要
- (2) 本人が成年被後見人であることを証明する書類及び申出者が成年後見人であることを証明する書類(登記事項証明書、家庭裁判所の証明書等)について提示が必要

#### 5 本人確認に係る留意点

- (1) 戸籍謄本や住民票の写しなど本人以外の者でも取得できる書類は、本人であることを確認するに足る書類には該当しない。
- (2) 上記1～4に掲げる書類はそれぞれの当該有効期間内のものである必要がある。また、上記の書類を紛失し、又は更新手続中の場合、何らかの社会保険にも加入していない場合、健康保険の資格確認書が医療機関に保管されている場合等により、上記の書類を提示することができないときは、実施機関が適当と認める次の書類により確認を行う。
  - ① 上記書類が更新中の場合に交付される仮証明書や引換書類
  - ② 実施機関が保有する写真付きの書類等によって確認することができるもの